

○総務省令第九十三号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第十八条の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

総務大臣 新藤 義孝

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に、「に収容する場合」を「の供与」に改める。

附 則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。